宮城県障害福祉計画（第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画）中間案の概要

令和８年１１月２７日
宮城県障害福祉課

【次期】第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画

- 第１章　基本的事項
  - 1　計画策定の根拠及び趣旨
  - 2　基本理念
  - 3　計画の概要
- 第２章　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標
  - 1　福祉施設の入所者の地域生活への移行
  - 2　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - 3　福祉施設から一般就労への移行等
  - 4　障害児支援の提供体制の整備等
    - （１）　重層的な地域支援体制の構築及び障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進　**【新規】**
    - （２）　難聴児支援のための中核的機能を有する体制の充実
    - （３）　主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保等
    - （４）　医療的ケア児等のための協議会又は関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
    - （５）　障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置
    - （６）　障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保　**【新規】**
    - （７）　強度行動障害の状態にある児の支援のための体制の整備　**【新規】**
  - 5　地域生活支援の充実
  - 6　相談支援体制の充実・強化等
  - 7　障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上　**【新規】**
  - 8　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- 第３章　支援の種類ごとの見込量及びその見込量の確保のための方策
  - 1　障害福祉サービス等の実施に関する考え方
  - 2　障害福祉サービス等の必要な量の見込み
    - （１）　指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み
    - （２）　指定障害児通所支援等の必要な量の見込み
    - （３）　施設入居者の地域生活への移行等　**【新規】**
    - （４）　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
    - （５）　地域生活支援の充実
    - （６）　福祉施設から一般就労への移行等
    - （７）　医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置
    - （８）　発達障害者等に対する支援
    - （９）　高次脳機能障害者に対する支援　**【新規】**
    - (10)　相談支援体制の充実・強化等
    - (11)　障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上　**【新規】**
    - (12)　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組
    - (13)　地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量
  - 3　障害福祉サービス等の必要な見込量確保のための方策
- 第４章　障害者支援施設等の必要入所定員総数
- 第５章　人材確保、ケアの充実のための生産性向上及び経営基盤の確立等に係る取組事項　**【一部新規】**
- 第６章　地域生活支援事業等の実施に関する事項

【現行】第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画

- 第１章　基本的事項
  - 1　計画策定の根拠及び趣旨
  - 2　基本理念
  - 3　計画の概要
- 第２章　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標
  - 1　福祉施設の入所者の地域生活への移行
  - 2　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - 3　地域生活支援の充実
  - 4　福祉施設から一般就労への移行等
  - 5　障害児支援の提供体制の整備等
    - （１）　重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
    - （２）　難聴児支援のための中核的機能を有する体制の充実
    - （３）　主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
    - （４）　医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
    - （５）　障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置
  - 6　相談支援体制の充実・強化等
  - 7　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- 第３章　支援の種類ごとの見込量及びその見込量の確保のための方策
  - 1　障害福祉サービス等の実施に関する考え方
  - 2　障害福祉サービス等の必要な量の見込み
    - （１）　指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み
    - （２）　指定障害児通所支援等の必要な量の見込み
    - （３）　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
    - （４）　地域生活支援の充実
    - （５）　福祉施設から一般就労への移行等
    - （６）　医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置
    - （７）　発達障害者等に対する支援
    - （８）　相談支援体制の充実・強化等
    - （９）　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組
    - (10)　地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量
  - 3　障害福祉サービス等の必要な見込量確保のための方策
- 第４章　障害者支援施設等の必要入所定員総数
- 第５章　障害福祉サービス等の質の向上等のために講ずる措置
- 第６章　地域生活支援事業等の実施に関する事項